

## エネルギーの使用の合理化に関する 建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（改正イメージ）

平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号

平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第●号一部改正

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 73 条第 1 項の規定に基づき、エネルギーの効率的利用のための措置に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準を次のように定める。

### I. 建築主等の判断の基準

住宅以外の用途のみに供する建築物（以下「非住宅建築物」という。）の建築主等は第 1 に、住宅の建築主等は第 2 に、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物（以下「複合建築物」という。）の建築主等は第 3 に、それぞれ適合する措置を講ずるものとする。

#### 第 1 非住宅建築物に係る判断の基準

非住宅建築物の建築主等は、次の 1 及び 2 に適合する措置を講ずるものとする。

##### 1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

1-1 (略)

1-2 (略)

1-3 非住宅建築物の屋内周囲空間（地階を除く各階の外壁の中心線から水平距離が 5 メートル以内の屋内の空間、屋根の直下の階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。）の年間熱負荷を各階の屋内周囲空間の床面積の合計（単位 平方メートル）で除して得た数値は、別表第 1 (い) 欄に掲げる建物用途及び別表第 1 (ろ) 欄の各地域区分ごとに掲げる数値（単位 1 平方メートル 1 年につきメガジュール）以下とするものとする。この場合において、屋内周囲空間の年間熱負荷は、次の(1)及び(2)に定めるところによるものとする。

(1) 屋内周囲空間の年間熱負荷は、1 年間における次のイからニまでに掲げる熱による暖房負荷及び冷房負荷を合計したもの（単位 メガジュール）とすること。

イ 外気と屋内周囲空間との温度差（暖房期については 22 度と外気の温度との差とし、中間期については 24 度と外気の温度との差とし、冷房期については 26 度と外気の温度との差とする。）によって外壁、窓等を貫流する熱

ロ 外壁、窓等からの日射熱

ハ 屋内周囲空間で発生する熱

ニ 室内空気と取入外気との温湿度の差（暖房期については 22 度 40%と外気の温湿度との差、中間期については 24 度 50%と外気の温湿度との差、冷房期については 26 度 50%と外気の温湿度との差）によって移動する熱

(2) 別表第 1 (い) 欄に掲げる建物用途のうち複数の建物用途を含む建築物については、各

建物用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各建物用途の屋内周囲空間の床面積の合計（単位 平方メートル）で除して得た数値は、建物用途及び地域区分ごとに別表第1（ろ）欄の各項に掲げる数値（単位 1 平方メートル 1 年につきメガジュール）をそれぞれの屋内周囲空間の床面積で加重平均した数値以下とするものとする。

## 2 一次エネルギー消費量に関する基準

（略）

### 附 則

（施行期日）

- 1 改正後の告示は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の告示の適用については、前項の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

別表第1

	(い)	(ろ)								
		<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>7</u>	<u>8</u>	
(1)	事務所等	<u>430</u>	<u>430</u>	<u>430</u>	<u>450</u>	<u>450</u>	<u>450</u>	<u>450</u>	<u>590</u>	
(2)	ホテル等	<u>470</u>	<u>470</u>	<u>470</u>	<u>450</u>	<u>450</u>	<u>450</u>	<u>500</u>	<u>660</u>	
(3)	病院等	病室部等	<u>790</u>	<u>790</u>	<u>790</u>	<u>770</u>	<u>770</u>	<u>770</u>	<u>790</u>	<u>980</u>
		非病室部等	<u>420</u>	<u>420</u>	<u>420</u>	<u>430</u>	<u>430</u>	<u>430</u>	<u>440</u>	<u>560</u>
(4)	物品販売業を 営む店舗等	<u>610</u>	<u>610</u>	<u>610</u>	<u>710</u>	<u>710</u>	<u>710</u>	<u>820</u>	<u>1200</u>	
(5)	学校等	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>360</u>	<u>360</u>	<u>360</u>	<u>400</u>	<u>530</u>	
(6)	飲食店等	<u>680</u>	<u>680</u>	<u>680</u>	<u>810</u>	<u>810</u>	<u>810</u>	<u>910</u>	<u>1440</u>	
(7)	集会所等	図書館等	<u>540</u>	<u>540</u>	<u>540</u>	<u>550</u>	<u>550</u>	<u>550</u>	<u>550</u>	<u>670</u>
		体育館等	<u>770</u>	<u>770</u>	<u>770</u>	<u>900</u>	<u>900</u>	<u>900</u>	<u>900</u>	<u>1100</u>
		映画館等	<u>1470</u>	<u>1470</u>	<u>1470</u>	<u>1500</u>	<u>1500</u>	<u>1500</u>	<u>1500</u>	<u>1860</u>
(8)	工場等	—	—	—	—	—	—	—	—	
<p>1 「事務所等」とは、事務所、官公署、<del>図書館、博物館</del>その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。</p> <p>2 ～6 (略)</p> <p>7 「集会所等」とは、<del>図書館、博物館</del>、公会堂、集会場、ボーリング場、体育館、劇場、映画館、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。</p> <p>8 (略)</p> <p>9 削除</p>										

別表第2 (削除)

(以下の別表の番号繰り上げ)